

駐車場法の届出について

設置する駐車場は、
一般公共の用に供する駐車場である。

- 一般公共の用に供する：不特定多数が利用できるもの
(時間貸し駐車場・店舗病院等の駐車場も含む)
- 一般公共の用に供しない駐車場
 - ・月極駐車場
 - ・従業員用駐車場
 - ・居住者用駐車場
 - ・専用駐車場と明示し、かつ駐車場の出入口で管理人等(管理人常駐またはゲート設置)が一般の利用を排除している駐車場

いいえ

届出は不要です。

はい

駐車の用に供する部分(自動二輪も含む)
の面積が500㎡以上である。

- 駐車の用に供する部分：駐車スペース(車路等は除く)

いいえ

届出は不要です。

はい

駐車料金を徴収する。

いいえ

届出は不要です。

はい

道路の付属物や公園施設である駐車場
建築物及び建築物に付属する駐車場である。

いいえ

駐車場法施行令に定められた構造基準に
適合させる必要があります。(駐車場法 11 条)

- ・施行令 7 条～15 条に記載されている構造基準
- ・出入口、車路、車室の高さ、避難階段、防火区画、換気装置、
照明装置、警報装置、特殊の装置

バリアフリー新法に定められた構造基準に
適合させる必要があります。(バリアフリー新法 11 条)

- ・省令 2 条～4 条に記載されている構造基準
- ・車いす使用者用駐車施設、移動円滑化経路、特殊の装置

○路外駐車場の届出が必要です。
(駐車場法 12 条)

○特定路外駐車場の届出が必要です。
(バリアフリー新法 12 条)

- ・路外駐車場：道路の路面外に設置される自動車の駐車の
ための施設であって、一般公共の用に
供される駐車場
- ・特定路外駐車場：道路の付属物や公園施設である駐車場
建築物及び建築物に付属する駐車場を
除く路外駐車場

はい

路外駐車場の届出が必要です。
(駐車場法 12 条)

平塚市 まちづくり政策部 まちづくり政策課 都市計画担当
〒254-8686 平塚市浅間町9-1

TEL 0463-23-1111(内線2429)

ホームページ <http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/machi-s/top.htm>

お問い合わせ先